

第 48 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 6 年 11 月 29 日（金）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 48 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和 6 年 11 月 29 日（金）14 時 04 分～16 時 52 分

2. 場 所

神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室（ウェブ会議併用）

3. 出席委員

【会 長】

学識経験者 今井 一郎

【府県互選委員】

大 阪 府 岡 修

兵 庫 県 田沼 政男

岡 山 県 豊田 安彦

広 島 県 濱松 照行

山 口 県 梅田 孝夫

徳 島 県 岡本 彰

愛 媛 県 武田 晃一

福 岡 県 瀧口 克己

大 分 県 本庄 新

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 脇田 和美

学識経験者 久賀 みず保

4. 議 題

- (1) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
- (2) くろまぐろ遊漁専門部会の設置について
- (3) 遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について
- (4) 広域資源の管理について
 - ①サワラ瀬戸内海系群
 - ②トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
- (5) その他
 - ①T A C資源拡大に向けた検討状況について
 - ②令和 7 年度資源管理関係予算について
 - ③その他

5. 議事の内容

(14 時 04 分開会)

○西村課長 ただいまから第 48 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。私は、本委員会事務局であります水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の調整課長を務めております西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、府県互選委員である和歌山県の大川委員と香川県の嶋野委員が、事情やむを得ず御欠席されておりますけれども、委員定数 14 名のうち、定足数の過半数を超える 12 名の委員の方の御出席を賜っております。したがって、漁業法第 156 条で準用する同法第 145 条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、早速ですが、今井会長に、この後の議事進行をお願いしたいと存じます。

今井会長、よろしくお願いいたします。

○今井会長 会長の今井一郎でございます。

委員の皆様をはじめ関係の皆様方におかれましては、お忙しい中、第 48 回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の委員会では、沿岸くろまぐろ漁業の承認に関する委員会指示や、くろまぐろ遊漁専門部会の設置、クロマグロ遊漁の違反者への対応方針の変更について御審議をいただくほか、サワラやトラフグの資源評価結果及び管理について、TAC 資源の拡大に向けた検討状況、そして令和 7 年度資源管理関係予算などについて、水産庁などからの説明が予定されております。

本日は、対面とウェブ会議の併用で会議を開催しております。ウェブで参加されている委員の皆様方におかれましては、若干御不便をおかけする面もあらうかと思われませんが、議長として要点を絞った議事進行に心がける所存でございます。御協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方から、ぜひ忌憚のない御意見あるいは御質問などをいただきますようよろしくお願いいたします。

出席者を紹介いたします。

水産庁からは、金子瀬戸内海漁業調整事務所長、城崎沿岸・遊漁室長、赤塚資源管理推進室長、ほか、担当官の方々に出席いただいております。また、国立研究開発法人水産研究・教育機構からは、水産資源研究所底魚資源部 船本部長、同部 平井主幹研究員、浮魚資源部 山下副部長、同部 浮魚第 2 グループの安田グループ長に御出席をいただいておりますので、御紹介いたしました。

多数の方に御出席いただいておりますので、代表して水産庁金子所長から、委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○金子所長 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長の金子守男でございます。

第 48 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、本委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

広域漁業調整委員会については、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が複数の知事管理漁業等にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成 13 年の漁業法の改正により国の常設機関として、全国に 3 つの広域漁業調整委員会が設置されました。

このうち、瀬戸内海広域漁業調整委員会では、これまで、瀬戸内海において複数府県にまたがる海域

を回遊する水産資源の管理について検討するとともに、資源管理措置の適切な実施を担保するための広域漁業調整委員会指示を発動しまして、関連する漁業調整を通じて、サワラ、トラフグ及びクロマグロをはじめとした広域水産資源の管理に重要な役割を果たしてきたところでございます。

本日は、1つ目として、太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について、2つ目としては、くろまぐろ遊漁専門部会の設置について、3つ目としては、遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について御審議いただくとともに、4つ目として、サワラやトラフグの広域資源管理の取組に関する報告を踏まえまして、御意見をいただくこととしております。

我が国の資源管理は、平成30年の漁業法の改正により、最大持続生産量を達成する水準に水産資源を維持又は回復させることを目標として、この目標を達成するための手法は漁獲可能量による管理を基本とするとされましたが、広域漁業調整委員会の調整機能や委員会指示は引き続き重要な役割を果たしていくものと認識しておりまして、これからもその機能が発揮されるよう、必要な情報提供などを行ってまいります。

また、クロマグロの遊漁については、漁業と一貫性のある管理を目指すこととしておりまして、管理手法に関して調査審議するため、本年春の本委員会においても専門部会を設ける方向性をお示したところであります。本日は、その専門部会の具体的な構成や審議事項等を御説明させていただくこととしております。

今後とも、関係者の皆様の御意見を拝聴しながら、水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいりますので、引き続き御理解と御協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

最後に、本委員会が実り多いものとなり、瀬戸内海の貴重な水産資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となりますように、また、関係者の皆様の操業の安全と漁業経営の安定を祈念しまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料の確認をいたしたいと思っております。事務局から、よろしく願いいたします。

○西村課長 事務局でございます。本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、議事次第、委員名簿、それから会場にお越しの皆様には出席者名簿をお配りしているかと思っております。

それから、本日の委員会で御説明する資料として、資料1から5までお配りしております。資料1は枝番号が1から7までございます。資料2は枝番号が1から3まで、資料3は3だけでございます。それから、資料4は枝番号が1から5まで、最後に、資料5は枝番号1から2まで、以上となっております。

配付資料は以上ですけれども、不足などございましたら事務局までお申しつけくださいますようお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。皆さん、資料に不足がないか、御確認をお願いいたします。

それでは、次に、ウェブで出席されている方への注意事項について、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○西村課長 今回の開催形式は、会場出席とウェブ出席の併用による開催となっております。ウェブ出席されている委員の皆様方におかれましては、マイクは消音、ミュートを基本としていただきまして、

御発言される際は、まず音声あるいはチャット機能により発言の御意思を表示いただき、今井会長の御許可を得た後に御発言くださいますようお願いいたします。

また、やむを得ない理由により会議中に離席される場合は、今ほど申し上げた手順で会長の許可を得てから離席いただき、戻った際も、戻り次第その旨を会長に報告するようにお願いいたします。

万が一、通信状況の悪化等により会議に参加できない状況になった場合、例えば会議の音声聞こえなくなったとか、映像が見られなくなった、発言の許可を求めても会長から反応をいただけないといった事態が発生した場合には、チャット機能でお知らせいただくか、電話等で速やかに事務局担当者へ御連絡ください。

また、会場で御出席の委員の皆様方にもお願いがございます。御発言いただく場合は、ウェブの参加者にも伝わるように、必ずマイクを通じて御発言いただくようお願いいたします。

皆様、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

続きまして、本委員会の議事録の署名人の選出についてでございます。

議事録署名人は、本委員会の事務規程第 12 条の規定により、会長の私から指名いたしたいと思いません。広島県の濱松委員と岡山県の豊田委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(豊田委員 承諾)

○今井会長 どうもありがとうございます。では、濱松委員はオンラインで御参加ですので、オーケーですといった御返信や御発言をお願いできればありがたいです。よろしくお願い申し上げます。

○濱松委員 オーケーです。分かりました。

○今井会長 ありがとうございます。

それでは、委員会終了後に追って事務局から議事録を送付いたしますので、処理をよろしくお願いいたします。

次に、報道関係の方々への注意事項について、事務局からお願いいたします。

○西村課長 本会議場にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますよう、お願いいたします。

○今井会長 それでは、議題（１）の「太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について」に入りたいと思います。

平成 25 年に承認制に移行した、沿岸くろまぐろ漁業の承認の更新に係る議題となります。

事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○番場課長補佐 水産庁資源管理推進室の番場と申します。

資料 1 を用いて説明をさせていただきます。まずは、資料 1-1 を御覧ください。太平洋クロマグロに関する委員会指示についてということで、まずは概要を説明させていただきます。

これまでの経緯ですけれども、平成 24 年に届出制の導入が始まりまして、会長からもお話がありましたとおり、平成 25 年以降承認制に移行して、現在は承認隻数が 1 万 7,000 隻程度あるという状況となっております。原則 2 年ごとにこれを更新しておりまして、現在の承認期間は令和 7 年 3 月 31 日、今年度末までとなっております。来年度以降の新しい委員会指示を発出して更新手続を進めていきたいと思

っております。

新しい委員会指示案の概要ですけれども、主な変更点は1点です。旧被承認者からの地位の承継が困難な場合における、新規承認条件を規定することにより、希望者によるクロマグロの採捕を可能にするということで、いわゆる新規承認を認める規定を入れたいと考えております。

(1) 承認条件についてということで、現在、承認を持っている方に対する条件というのは変更はなしという案にしております。

(2) 規定の追加ですけれども、新規承認の規定として、現被承認者から地位を承継することができない場合、クロマグロの漁獲を行わせる機会の付与が可能な場合に限り、国際的に定められた管理措置の範囲内において承認することができるということで、幾つか条件は付しておりますけれども、この条件を満たす場合に新規承認を認めたいという案にしております。細かな規定ぶりについては、また後程それぞれ説明をさせていただきます。

(3) 承認期間につきましては、同じく2年として、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとしたいと思っております。

というのが概要となります。細かく説明をさせていただければと思いますので、続いて、資料の1-2を御覧ください。こちら、2年ごとの新しい委員会指示となりますけれども、分かりやすさの観点から、新旧対照表で説明をさせていただいております。今回も同様に説明させていただきたいと思っております。

まず1枚目ですけれども、数字や時点の更新のみとなっております。変更してある部分は赤字で表示をしております。基本的には1ページ目は時点更新のみとなっております。

2ページ目も同様です。基本的には修辭上の修正ですとか、内容にはあまり関係のない部分となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

3ページ目を御覧ください。(3)で赤字の部分で記載をしているところが今回新たに規定したいと思っております新規承認の規定となりますので、説明をさせていただきます。

瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者であって、旧被承認者から地位を承継することができない者は、(1)の規定にかかわらずということで、この(1)が従来の方が承認を更新する場合の規定となっておりますが、この更新規定にかかわらず、使用する船舶ごとに令和7年2月10日までに申請をして、委員会の承認を受けることができるという「できる規定」にしたいと思っております。この場合においてということで、幾つか条件を付すのですが、当該者が(1)のハ及びニ、このハというのが委員会指示の違反から1年以上経過していることという措置になります。ニは暴力団ではないこと、いわゆる暴力団の排除規定ですね。これらの条件を満たす者で、並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすときに承認するというので、規定を入れたいと思っております。

まず、イですけれども、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について①及び②を満たす旨の意見書の提出があることということで、①です。当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であることということとしております。これは、従来の(1)、今持っている方が更新する場合の規定にもある部分ですし、当然のことではありますけれども、新しく承認を得る方についても、改めてここであえて明示をして確認していきたいと思っております。②が具体的な条件となりますけれども、「当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を1キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること」という規

定を入れたいと思っております。要は、いわゆる漁獲枠と呼びますけれども、各都道府県の漁獲枠が操業のボトルネックになっているという部分もございます。その中で、この新規承認者に対して、漁獲枠に鑑みても、新しい者にも実際に獲らせることができるよという場合に限って新規承認を出していきたいと思っております。

ロですけれども、この上のイの意見書の内容、それから都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえて、「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認に支障がないと判断されること」ということで、ロについては日本全体としての枠の上限を入れたいと思っております。この国際的に定められた管理措置の範囲というのは、また後ほど御説明をさせていただきたいと思っておりますが、要は全体として国際約束との関係で大丈夫という場合に限って承認したいと思っております。

以降、4ページ目、5ページ目も基本的には修辞上の修正や時点修正となりますので、説明は割愛させていただきます。

それから、承認申請書の一部改正をしたいと思っておりますので、沿岸くろまぐろ漁業承認申請書という様式を御覧ください。

こちらでも変更したい部分を赤字で記載しております。まずは今回、新規承認の規定を入れたいと思っておりますので、一番上の部分ですが、現行・新規どちらか記載いただくということとしております。それから、承認番号をこれまでは必ず記載していただいておりますが、新規の場合は当然承認番号が分かりませんので、空欄で出していただく。その下、水揚げ市場（又は漁協）と記載しておる部分ですけれども、一番下の※の2番を御覧ください。これまでは、操業海域それから水揚げ市場は、主なものを1つ書いてあればよいとしていました。操業実態が多様化していることもありまして、操業実態をより正確に把握したいと考えております。そのため、水揚げ市場について、複数ある場合には全てこちらに記載していただこうと思っております。

資料の1-3につきましては、今ほど新旧のところで説明をしたものの本体であり、内容は先ほど説明したとおりですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして資料の1-4を御覧ください。資料の1-4、違反者への対応及び処分方針です。

こちらでも新旧の形でお示しをさせていただいておりますが、指示の番号以外の変更はなしとしたいと考えております。基本的には、疑いがあった場合には調査をして、違反の場合にはまず指導から入って、指導にも従わない場合には裏付命令を発出するという手続を踏んでいきたいと思っております。

資料1-5は、今ほどの同じものを実際の規定に落とし込んだものですので、説明は割愛をさせていただきます。

続いて資料の1-6を御覧ください。こちらが承認制の事務取扱要領となります。1ページ目、同じように時点更新の修正となります。2ページ目をご覧ください。(2)のイ、赤字で記載している部分ですが、こちらに新規承認に係る規定を1つ入れたいと思っております。イ、委員会指示の3の(3)の承認、こちらは先ほど説明させていただいた新規承認の規定ですけれども、この承認は以下により取り扱うものとするということで、①委員会指示の3の(3)のロ、「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」というものは、「我が国全体の承認数の合計が5,000を超えていないことをいう」ということで、日本全体として新規承認の承認数は5,000を上限としたいと考えております。それから、「②各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月24日までにこの新規承認の見込数を報告するものとする。」これを事務局で集計した結果、5,000を超える場合には、この見込み数の合計に占める都道府県の申請見込み数の比率に応じて承認可能数の調整を行いたいと思

っております。③です。この新規承認ですけれども、アの②の「廃業見合新規」に準じて行うこととし、新規承認者に新たな承認番号を発行したいと思います。④ですけれども、③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届、③で『「廃業見合新規」に準じて』と書いておりますけれども、廃業見合新規のときには廃業届を出していただくのですが、④の新規承認の場合にはこの廃業届は必要ないということで、提出は要さないものとするという規定を入れたいと考えております。

新規承認件数を日本全体で5,000とした根拠ですけれども、冒頭申しましたとおり、現在、日本全体で約1万7,000隻の承認を発行しております。一方で、国際的な措置の中で漁獲努力量規定の制限というのは引き続き残っておりまして、WC P F Cでは、2002年、2003年の漁獲努力量水準から増やさないという規定がございます。日本の上限になっているのが、この承認の部分に関しましては、約2万3,000隻から2万4,000隻となっております。現在1万7,000隻が承認されているということで、そこから引き算をしまして、少し安全を見た形で5,000という数字を出させていただいております。

以降につきましても、基本的には内容の修正に関わる部分ではございませんので、説明は割愛させていただきます。

資料の1-7につきましても、今ほど説明したものの本体をつけておりますので、説明は割愛させていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、各委員の皆様方から御質問、御意見等があれば承りたいと思います。

(異議なし)

よろしいですか。オンラインで参加されている方々も、御遠慮なく御意見、質問等を承りたいと思います。よろしく願いします。

(異議なし)

それでは、問題、御意見、質問、特段ございませんようですので、本件につきましては、本委員会として、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の第47号を本日付で発出するとともに、併せて「違反者への対応及び処分方針」及び「事務取扱要領」について、原案どおり制定することといたしたいと思えます。

なお、今後の事務手続上、軽微な修正等があった場合には、会長である私に一任していただきたいと思えます。

事務局におかれましては、委員会指示の発出に関わる事務手続きや官報への掲載をお願いいたします。

○今井会長 それでは、次の議題に移りたいと思えます。

議題(2)とその次の議題(3)は、令和3年以降本委員会で取り扱っているクロマグロの遊漁に関する議題となります。

まず、議題(2)「くろまぐろ遊漁専門部会の設置について」でございます。

事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 水産庁管理調整課で沿岸・遊漁室長をしております城崎でございます。

それでは、お手元に資料の2-1を御用意ください。くろまぐる遊漁専門部会設置についてという資料でございます。

この専門部会につきましては、冒頭、金子から発言がありましたように、今年春の広域漁業調整委員会で、現在の遊漁関係者を参考人として招致して御意見をいただいている仕組みから、くろまぐる遊漁専門部会のようなものを設置して、遊漁関係者に議論に参加していただく仕組みに改めていきたいと、このような御提案をさせていただきました。その上で、次回開催される広調委で改めて御提案をということでしたので、今回その具体像をお諮りしたいと考えております。

まず、設置の趣旨でございます。1ポツに設置の趣旨等についてということで書いてあります。今、まさしく冒頭の挨拶でありました経緯でありますけれども、太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海の各広調委の下に、それぞれにくろまぐる遊漁専門部会を設置したいと思っております。その委員や開催の方法につきましては、(2)、(3)に書いてございますが、言葉ではイメージしづらい部分がありますので、次のページにフロー図をつけてございます。

資料2-1の3ページを御覧ください。横置きでフロー図をつけてございますので、こちらで説明したいと思います。

まず、左から緑色で太平洋の広調委、真ん中に日本海・九州西が青色で、右側に瀬戸内海の広調委が線で囲んでございます。そして、右側には黒い枠で2つ、この専門部会に属する委員について書いてございます。この黒で囲っているところの上の部分は、広調委の会長が、自身が所属する委員会の委員の中から指名する者でありまして、いわゆる親委員会から登用される委員でございます。

そして、親委員会に属する委員としましては、例えば太平洋や日本海・九州西には、大臣が選任をする大中型まき網ですとか底びき網の漁業者の方も入っておりますけれども、そういった大型の漁業ではなくて、漁業と遊漁で漁場を共有している沿岸漁業の方のほうがより遊漁と関係があるだろうということで、海区漁業調整委員会を代表する都道府県の互選委員を充てるのが適当ではないかと考えておりまして、それぞれの親委員会から1名を指名してはどうかと考えております。

続きまして、専門委員につきましては、まず農林水産大臣が親委員会の専門委員として選任をした上で、その者を専門部会に属する者として会長が指名すると規定されております。そして、農林水産大臣が選任をする専門委員につきましては、クロマグロ遊漁の実態に詳しく、これまで広調委において参考人として様々な御意見を頂戴してきました遊漁関係の4団体に引き続きお願いをしてはどうかと考えております。この遊漁関係者を充てる専門委員につきましては、3つの広調委に共通して所属をすると、このような想定をしております。

続きまして、学識経験者であります。各広調委から1名ずつを充てるべきという考えもあるかもしれませんが、運営の効率化を図る観点と、クロマグロ遊漁が日本海を中心に相当盛んになってきていると、そういう状況等々の考慮をしまして、日本海・九州西の学識経験者1名を充てることとしてはどうかと考えております。

以上を踏まえますと、太平洋では、1名の都道府県互選委員と4名の遊漁関係者の計5名、日本海・九州西では、都道府県互選1名、学識経験者1名と遊漁の関係者の4名の計6名で、瀬戸内海におきましては、都道府県互選委員1名と遊漁関係者4名による5名で構成される、そういう専門部会になるイメージでございます。

以上のとおり、個別に設置をされます各広調委の下のくろまぐろ遊漁専門部会になりますけれども、実際に調査審議する事項というのは全国共通でありますので、それぞれ個別で開催するのではなくて合同で開催することができるようにしてはどうかと考えております。これを合同会議と称したいと思っておりますけれども、このフローチャートの上のほうに青い四角で長く囲んだところがあります。資料には、この各広調委に設置する専門部会の開催は、合同で開催できると書いてございます。そして、合同会議における出席者は計8名を想定するというので、このイメージ図に書いてあります都道府県互選委員3名、学識経験者1名、そして遊漁関係者4名ということで、計8名、海区の代表が4名、遊漁の関係者が4名と、このような構成でどうかと考えております。

そして、また資料2-1の冒頭に戻っていただきたいのですが、今御説明したことが資料の1の(2)、(3)でございます。

なお、(3)の半ば辺りからは、議事は出席委員全員の一致により決すること、また、合同会議の結果は委員会に報告されること、委員会は合同会議の議決を尊重すること、このようなことが書いてございます。これらの規定は、既に設置をされておりますほかの広調委の部会などの規定と同様の書きぶりになってございます。

そして、資料2-2を御覧いただきたいのですが、資料の2-2には、事務局が想定をしております委員と専門委員の人選案を記してございます。

この上の「○委員」のところに、瀬戸内海の広調委としましては、都道府県の互選委員として、岡委員を記載してございます。これはメジマグロでありますけれども、最近大阪湾奥までマグロが侵入して遊漁者の関心も高まっていると、そういう経緯等々あるようにも聞いております。そのような場所を抱えている大阪府の代表であります岡委員をお願いしてはどうかと考えております。そして、学識経験者につきましては、先ほど申し上げたように、日本海・九州西の会長であります田中東京海洋大学名誉教授をお願いしてはどうかと考えております。

そして、専門委員には、これまで各広調委に参考人としてお招きをし、意見を伺ってきた4つの遊漁団体に引き続き引き受けていただけないか、このように考えてございます。

資料の2-1に戻っていただけますでしょうか。この2ポツには専門部会の審議事項について書いてございます。審議事項は、(1)、(2)と大きく分けて2つでございます。

1つ目の(1)は、クロマグロ遊漁の委員会指示案の検討でございます。これは、令和7年4月1日から始まります次のシーズンに間に合うように、時期別の採捕数量の配分ですとか、採捕報告内容の正確性を確保するための方策、これらのことを整備する必要があるものでございます。

時期別の採捕数量につきましては、今、水産政策審議会のくろまぐろ部会で議論が続いておりますが、年内をもって取りまとめられる段取りになっておりますけれども、この議論を待つのではなくて、配分についてはいろいろな御意見があるかと思っておりますので、同時並行的に議論をしてはどうかと考えております。

(1)の2つ目のポツに、報告内容の正確性の確保等と書いてございます。これにつきましては、昨今、報告内容について疑義情報が含まれるのではないかと、このような御懸念が一般の遊漁者の方からも寄せられるような状況になっておりまして、私どもとしましても、報告内容の正確性を確保するためにどのような項目を設ければいいのか、このようなことを考えたいと思っております。また、現在1人1日1尾までとなっているバググリミット、持ち帰る内容についても、どのようなやり方があるのかということについても議論をしたいと考えております。

いずれにしても、令和7年度の4月1日からのシーズンに間に合うように、来年の2月か3月には開催が予定されている春の広調委までに結論を出す必要がある性格のものを(1)に書いてごさいます。

続きまして(2)でございませう。こちらは、今後のクロマグロ遊漁管理についての検討でございませう。

このうち1つ目のポツ、届出制の導入につきましては、今年の春に公表しました資源管理に関する新たなロードマップの中にも、クロマグロ遊漁につきましては将来的にTACによる数量管理へ移行するということを明記してございませう。それに向けた段階的な措置としまして、届出制を導入することを検討してはどうかとしているところとございませう、その方向性について御議論いただければと考えております。これらにつきましては、可能であれば令和7年度中の実施というのも頭に置きながら進めているところとございませうけれども、(1)に比べると若干検討時間を要するかと考えております。

続きまして、2つ目のポツには、遊漁関係者の関心が高いキャッチアンドリリースについての話でございませう。現在、国内ではキャッチアンドリリースに関する知見が皆無の状況とございませう。アメリカのスポーツフィッシングの世界では、いろいろな再放流後の死亡率等々の研究があるようでありませうけれども、我が国はそのような事例がほぼないということがございませうので、これにつきましても、4月までというよりかは、もう少し検討時間が見込まれるということで、1つ目の届出制と同様に若干議論がかかるということで、議論の期限ですとか目途ですとか、その辺が異なるものを(2)に含めてございませう。

そして、今後のスケジュール、3ポツでございませう。令和6年11月には、本日の瀬戸内海の広調委のことが書いてございませう。既に太平洋と日本海・九州西は議論が済んでおりますけれども、この3つの広調委で議論が進んで、今回お示ししているような人選案の了解が全ての広調委で得られた後には、事務局で農林水産大臣による選任の手続をしまして、選任が済み、各広調委に専門委員が置かれた後にそれぞれの会長が御指名をするということになります。その手続につきましては会長に御一任いただければと思っております。この部分はスケジュールに書いてございませうけれども、そういう手続が間に入るということでございませう。そして、12月中旬のところ、第1回目のくろまぐろ遊漁専門部会合同会議を開催してはどうかと考えております。

なお、現時点ではまだ第1回目の部会を開催しようにも専門部会の部会長が決まっていないう状況とございませう。その場合の手続としまして、資料の2-3、事務規程の案の第5条、「会議」と書いてあるところには、第5条の第3項、「なお」と書いてありませうけれども、なお、専門部会長及び専門部会長職務代理者がともに互選されていない場合につきましては、会長が招集をすると、このように書いてございませう。本日は事務規程の案もお諮りした上で、第7条第1項に部会は合同で開催することができると書いてございませう、その合同で開催することができるということについても御了承いただくことを考えております。

なお、まだこの時点では合同会議の議長も決まっていないう状況とございませうので、それにつきましては、資料に参考として合同会議の事務規程(案)を付けてございませう。参考、合同会議の事務規程(案)の第5条の3項に、議長及び副議長がともに互選されていない場合については、各専門部会長が連名で会議を招集すると書いてありませうので、このような段取りで行いたいと思っております。

具体的には、専門部会と合同部会を同日に開催することを想定してございませう、それぞれの広調委のくろまぐろ遊漁専門部会を時間をずらして開催して、合同で開催することについてそれぞれ議決を取っていただき、そして、各専門部会長の連名で第1回目の合同会議を開催していくと、このような段取り

を考慮しております。何分初めての取組みかつ合同会議という少し複雑な仕組みになっておりますので、このように少し面倒くさい手続きになりますけれども、御了承いただければと思っております。

そして、資料の2-1のスケジュールにまた戻っていただきたいのですが、それが12月の中旬を考慮しております。第1回目では、先ほど申し上げたような、課題の整理をして、今のクロマグロ遊漁を巡る現状についての共通認識を持ちたいと思っております。そして、令和7年の1月から2月、この間に2回程度合同会議を開催しまして、先ほど申し上げた2の(1)の部分につきましては、2月から3月に開催されます春の広調委に間に合うように結論を得ると、このようなことを考えております。

そして、この令和7年4月以降はこのスケジュールには含めておりませんが、先に御説明したとおり、届出制ですとかキャッチアンドリリースの扱いについて引き続き検討していくことになると思っておりますので、適宜開催して議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でありますけれども、くろまぐろ遊漁専門部会についての説明でございます。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○今井会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があれば承りたいと思います。

本庄委員、どうぞ。

○本庄委員 大分の本庄です。

資料2-1の3、スケジュールについての12月中旬、ここで、くろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議と、これ、同じものがつながっているように思いますが、前のほうは「広域漁業調整委員会及び」なんですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。音声が入切れてしまったので、もう一度質問をお願いできないでしょうか。

○本庄委員 資料2-1、3 スケジュールについて、12月中旬、ここにくろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議と書かれているのですが、同じものが2つ重なっています。これは、後ほどの資料2-2を見ると、「広域漁業調整委員会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議」と読んだほうがいいのでしょうかという質問です。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

音声が入切れ入切れで聞こえないのですが、広調委と専門部会の関連のことをお話しているのかなと思います。開催は広調委によるものではなくて、くろまぐろ遊漁専門部会と、くろまぐろ遊漁専門部会合同会議を開催するという事です。もちろん広調委の下部の組織でありますので、広域漁業調整委員会のという冠はつきますけれども、それぞれの部会を開催させるようなイメージで考えているのですけれども、御質問の答えになっているのでしょうか。広調委自体は開催をしないということですね。本日お集まりの方に改めて何か招集をという話ではなくて、この、くろまぐろ遊漁専門部会に属する方、瀬戸内海広調委では岡委員にしかお声がかからないことになりますけれども、いかがでしょうか。

○金子所長 音声が入り取れないところもあるので、現地の事務局から補足をさせていただくと、くろまぐろ遊漁専門部会、くろまぐろ遊漁専門部会の合同会議という別のものをスケジュールに書いております。専門部会というのは、各広域調整委員会で設置された各部会であります。合同会議というのは、各広域調整委員会に専門部会が設置されて行く会議の後、すぐに3つの広域調整委員会の専門部会が集まって合同で会議を行うものであり、形式的ではありますがそういったことを手続上やりたい、という意図でスケジュールを書いています。

○本庄委員 理解できました。ありがとうございました。

○今井会長 ほかにございませんでしょうか。オンラインの方も御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

(異議なし)

特段の御意見、御質問等はないようです。どうもありがとうございました。

それでは、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程第 14 条第 1 項の規定に従いまして、ただいまの議決に基づいて、本員会にくろまぐろ遊漁専門部会を本日付けで設置することといたしたいと思いをします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、専門部会に所属する委員は、同事務規程第 14 条第 3 項の規定により会長が指名することとされております。

また、同条第 4 項において、専門部会の会議に必要な事項は、専門部会の会議で定めるとされておりますので、先ほど事務局から説明があった委員（案）は、今後、会長が指名、また、専門部会の事務規程（案）も、今後開催される第 1 回専門部会の場で制定することとなりますことを御了承いただきたいと思いをします。

事務局は、第 1 回専門部会の開催に向けて事務手続などを進められるよう、よろしく願いいたします。

○今井会長 それでは、次に、議題の（3）「遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について」でございます。事務局から説明をよろしく願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 資料 3 を御用意ください。このくろまぐろ遊漁、委員会指示の制限に対しまして、違反者への対応方針（案）でございます。

令和 6 年度から、委員会指示への違反が確認された場合には、事務局は直ちに会長にその旨を連絡して、会長は、農林水産大臣へ裏付命令の発出を要請する仕組みになっており、係る手続は会長または会長職務代理に一任となっております。この資料でいいますと、左側の下 2 ポツのところは現状の体制でございます。

加えまして、令和 6 年度につきましては、このような直ちに裏付命令を出すというような取締りを強化したこともありまして、これまで 11 件について裏付命令を発出したところでございます。この裏付命令、まだ漁期中でありますのでこれから増えるかもしれませんけれども、次の春の広調委には全体の御報告をしたいと考えております。そういう裏付命令を出すところでもありますけれども、引き続き委員会指示の適正な運用に努めてまいる所存であります。

他方で、違反が確認される前の段階、違反ですとかあるいは疑義情報、いろいろございますけれども、そういったものに接した場合には、採捕に関わる関係者に対しまして聴き取りをするための出頭を求めたり、あるいは必要な報告を徴収したりするようなことも必要になってきます。このような場合の手続につきましては、現状では、その都度委員会の御判断を仰ぐ必要があるということになっております。対応の迅速化を図り、委員会指示の運用の一層の適正化を確保するためには、関係者に対して出頭を求め、または必要な報告を徴することについても、会長または会長職務代理の一任としていただきたいと、このように考えております。その際に、出頭ですとか必要な報告を徴した場合には、後日委員会に報告

するようにしたいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があればよろしくお願いいたします。

(異議なし)

それでは、オンラインで御参加の方々におかれましても、御意見、御質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

(異議なし)

それでは、特段御意見、御質問等がございませんようですので、本委員会として、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 45 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針について、本日付で変更することといたしたいと思っております。なお、今後の事務手続上、軽微な修正等があった場合には、会長である私へ一任いただきたいと思います。

それでは、ここで、次の議題に入る前に休憩を取りたいと思っております。それでは、15 時 15 分まで休憩を取りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。15 時 15 分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

(15 時 05 分)

(休 憩)

(15 時 15 分)

○今井会長 それでは、議題の(4)「広域資源の管理について」に入りたいと思っております。

本日は、水産研究・教育機構の担当者の方々に御出席をいただいておりますので、各資源の資源評価結果などについて説明をいただきたいと思います。

まず、サワラ瀬戸内海系群の資源評価結果について、水産研究・教育機構の安田グループ長から御説明をお願いいたします。

○安田グループ長 水産研究・教育機構の安田と申します。サワラの担当をしております。よろしくお願いいたします。

サワラの資源評価、8月に資源評価会議を行いまして、その場で有識者の先生や府県の御担当者の皆様に御検討いただき、承認されました。本日は、その概要について、資料4-1を使って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、この資料の1ページ目の左上から説明いたします。

左上は分布域の説明でございます。サワラは北海道から九州まで広く分布しておりますが、瀬戸内海系群は、名前のとおり瀬戸内海に生息する集団、それと瀬戸内海で操業する漁業を対象に評価しております。その分布域と産卵場は、この地図に示したとおりでございます。

次に、左下の緑色の折れ線グラフを見ていただきたいと思いますのですが、こちらは漁獲量の推移を示しております。図の左側の1987年には約6,000トンの漁獲量があったのですが、そこから11年後、1998年には

200 トンにも満たない量まで減少しました。その後の漁獲量は増加に転じて推移しているところです。図の右側、最新年となります 2023 年の漁獲量は約 2,300 トンで、前年 2,600 トンと同程度でしたが、2021 年、3 年前から見れば連続して減少していることが見てとれると思います。

次に、右側の図に移ります。この図 3、この色つきの棒グラフは、下から青色が 0 歳、オレンジ色が 1 歳と、凡例にあるように、漁で獲った魚の数を年齢順に積み上げたグラフとなっています。この図を見ますと、左側の 1987 年から 90 年代前半にかけて、この期間というのは漁獲量が右肩下がりに減少傾向にあった期間なのですが、これを見ますと、青色の 0 歳を多く漁獲しておりました。一方、それ以降の年代から 2023 年に至るまで、この青色の 0 歳魚の漁獲尾数というのは少なくなっているのが見てとれると思います。近年の漁獲の主体というのは、オレンジ色の 1 歳及び灰色の 2 歳となっています。また、2013 年以降、真ん中よりちょっと右側では、黄色の 3 歳魚の占める割合も徐々に増えているというのが特徴となっています。

それでは、②という題名がついている図 4、5 の説明をさせていただきます。

このページは、資源量指標値の説明をしております。まず、上の図について説明します。主要漁業である流し網漁業及びひき縄・はえ縄漁業の 1 日 1 隻当たりの漁獲尾数、C P U E と呼んでおりますけど、これを折れ線グラフで示しています。この C P U E は、1 歳魚以上の資源の変動を示す指標値として評価で使っております。青色が流し網の C P U E ですが、2007 年から増加傾向にありまして、2019 年と 2020 年に特に増加しました。しかし、2021 年からは減少しまして、2023 年時点でも減少傾向が続いております。

次に、破線で示したのはひき縄・はえ縄の C P U E でございます。こちらは 2007 年から 2013 年に増加傾向になった後、増減を繰り返して推移しました。2021 年以降は減少傾向にありまして、2023 年は前年と同程度になっております。

次に、下の図に移ります。この 2 つの図は、卵稚仔調査の結果を示しています。これは、本年度の評価から取り入れたデータとなっております。新しい情報です。この卵稚仔調査と呼ばれるものは、各府県の試験研究機関の皆様によりまして、左側の地図で示したように、瀬戸内海全域で行われています。ここで、プランクトンネットを使いまして魚の卵やらプランクトンやらを採集しまして、その採集物からサワラの卵を選別して、その数を数えています。そして、海面 1 平方メートル当たりの卵の数の推移を示したのが右側のピンク色の折れ線グラフとなっています。この平均卵密度は 2016 年からデータがあるのですが、推移を見ますと、増減を繰り返して推移していきまして、2021 年より減少傾向となっていました。この卵密度のデータは、卵を産み出した親の魚の量の指標値として使用しています。

以上が、資源量指標値の説明となります。

3 枚目の資料に移ります。ここから、推定された資源量の変化の説明になります。

まず、左側の図 6 です。この左の図は、資源量の推移を年齢別に示しています。この資源量の推移は、大きく見れば漁獲量の推移と似たような結果になっています。2023 年の最新の資源量は約 6,000 トンで、前年と同程度と推定されました。この 5 年間では減少傾向が続いています。

次に、右の図の説明に移ります。折れ線グラフと棒グラフがありますが、まず棒グラフのほうですが、こちらは 0 歳魚の資源尾数、我々は加入量と呼んでいます。これの推移を示しています。加入量は 1999 年以降増加傾向にあると考えられます。近年では、棒が飛び出ているのが分かると思いますが、図の右側、2018 年に特に多い加入が見られ、この加入が 2019 年から 2021 年、この 3 年間の漁獲を支えてきました。

次は折れ線グラフの説明です。今度は親の魚の量、親魚量の推移を示しています。親魚量も加入量と同じく、1990年代後半から増加傾向にあります。2023年の親魚量は3,500トンと推定されまして、前年よりも減少し、近年5年で見ても減少傾向となっていました。

次に、ページをめくっていただいて、4枚目の資料の説明をさせていただきます。

まず、左側の図8、再生産関係について説明します。これは、今説明しました親魚量と加入量、この2つを対応させて図示したものになります。いわゆる親子関係ということです。赤丸は、近年5年、最近はどうなっているのかということを示しています。点の下に青い実線が引かれていますけど、この青い実線は平均的な親子関係を図示したものになります。このサワラ瀬戸内海系群では、親魚量が約9,000トンを超えると加入量が頭打ちになるというふうに考えて仮定しております。それまでは、親が増えれば子が増えるというような線形、直線の関係があるというふうに考えております。平均的には、この青い線に従って、親が増えれば子が増えるだろうと、ある程度までいけば頭打ちになるだろうと考えているのですが、実際の親子関係というのは、環境の変動もありまして平均値どおりになるとは限らず、この周辺でばらつくと考えられます。ばらつきがどの程度あるのかというのを過去のデータに基づいて推定したものが、この青線の周りにある青い破線、点線、これがばらつきの大きさを示しています。およそこの範囲内に実際の親と子の関係は点が打たれるだろうというのが推定結果となっております。

次に、右の図を説明します。この右の図は、平均親魚量と、その親魚量から期待できる平均漁獲量の関係を図示したものになります。この平均親魚量と平均漁獲量の関係は山のような形状になっていて、親魚量を約1万2,900トン程度に維持するような漁獲圧を与え続けると、長期的に得られます期待できる平均漁獲量が最大になると推定されました。このときの山のとっぺんにあるような漁獲量、これをMSYと呼んでおります。このMSYに基づいて、この図に示された目標管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準というものをそれぞれ提案させていただいています。各管理基準値の具体的な数値は下の表に示したとおりです。また、MSY、実際の最大の漁獲量というのもこの表に示しております。それに対して、直近の親魚量や漁獲量がどうなっているかというのもこの表に示したとおりでございます。

次に、資料5枚目の説明に移ります。

左側、神戸プロットについて説明いたします。この図は、これまでの親魚量や漁獲圧が、先ほど説明した管理基準値案と照らし合わせてどの程度であったかというものを説明した図になります。横軸は、親魚量が目標に比べてどうかというものを示しております。1.00ですね。1より多ければ目標が達成されており、それより少なければ目標までまだ少し頑張らなければいけないというような状況になるということです。縦軸は漁獲圧でして、こちらは、1より小さければ目標となる漁獲圧を達成しているということになります。親魚量、漁獲圧ともに目標を達成していれば緑色の領域に点が打たれますし、どちらか一方が達成していれば黄色の領域に点が打たれることとなります。一方、どちらも達成していなければ赤色に点が打たれるということとなります。

本資源の過去の状況を見ますと、これまでは赤色にいたということが見てとれると思います。一方、2010年以降を見ても、2010年から徐々に漁獲圧が下がってきていて、目標に向かって近づいている、右下に向かって、下のほうに向かっていくのが分かると思います。それに伴い、漁獲圧が下がるのに伴って親魚量が増えていく、右側に移動しているということも見てとれると思います。2010年から2020年については、左上から右下に向かって移動しているというのがよく分かると思います。しかし、それ以降、近年については、漁獲圧は増減しながらやや増加傾向で推移しまして、目標を維持できる漁獲圧より高い状態が継続しております。なので、そこで親魚量の増加も少しとどまっているという

ような状況になっております。

右の図に移ります。こちらは漁獲管理規則の案となっております。親魚量を目標付近で維持させるための漁獲規則の案を提案させていただいています。これは、多くの魚種で採用されている基本的なルールと同じものとなっております。親魚量が限界管理基準値以上にあるときは、目標を維持できる一定の漁獲圧で漁獲します。親魚量がそれよりも少ないときには、親魚量の水準に合わせて漁獲圧を下げ、資源の回復を促すといったようなシンプルなルールとなっております。

下の図は、その規則で漁獲量がどう変わるのかというものを示しています。具体的にどの程度の漁獲圧にするかというのは、ステークホルダー会合が開催され、そこで議論されて決まることになるということになっています。今回は便宜的に、標準値である 0.8 というものをつけた場合の図を示させていただいています。

次にページをめくっていただいて、6 番の資料の説明になります。

この図、色の違う 2 つの線が引かれていますが、この図は、先ほど説明した漁獲規則案に基づいて漁業を続けた場合と、現状の漁獲圧を続けた場合に親魚量と漁獲量がどのような予測結果になるかというのを比較した図になっています。左側が親魚量、右側が漁獲量になっています。赤色が規則案に基づいた場合で、青色が現状の漁獲圧に基づいた場合です。規則案の具体的な漁獲圧というのはステークホルダー会合で決定されると先ほど説明しましたが、まだ開催されておりませんので、この図では、先ほども説明したとおり標準値の 0.8 と仮定して計算しました。

漁獲規則案に基づいた場合、漁獲圧を一時的に下げて親魚量の回復を促すようなシナリオになります。というのも、先ほど神戸プロットで赤色の部分にある限界管理基準値案より低いところに最近の親魚量の点があったからということになります。そのため、右側の漁獲量というのは、管理開始直後に赤色のほうはぐんと下がっているのが分かると思いますが、一時的に少ない漁獲量にするというようなルールになります。それによって将来の親魚量の回復を促すというようなルールになっていまして、そのとおりの予測結果が得られているということになります。一方、現状の漁獲圧を続けた場合は、現在よりも資源や漁獲量というのが徐々に減ってってしまうというような予測結果が得られております。

次にページをめくっていただいて、7 枚目、資料の最後になります。

こちらの表は、先ほどの 2 つの折れ線グラフで示した将来予測結果の具体的な数値を表にして示したものになっています。一番左の β というのが漁獲圧の強さと思っていただいて結構で、先ほどは 0.8 と現状の漁獲圧というものを説明したということになります。この β が 1 のときは目標管理基準値案を維持できる漁獲圧となりまして、0.9、0.8 となるにつれて、0.9 倍、0.8 倍と下に行くにつれて漁獲圧は小さくなり、より予防的な管理になるということになります。そして、先ほどの将来予測では、2025 年から漁獲規則に基づく管理を行うというような計算を行っています。2024 年に関しては、現在の漁獲圧が続くというような仮定を置いています。そのため、漁獲量というのは 2025 年から変わると、親魚量は翌年の 2026 年から β による変化が起きるというような違いが現れることになっています。 β が小さいほど漁獲圧が低いわけなので、資源量は多くなり漁獲量は少なくなります。

さらに、平均親魚量、上の表の一番右側には、これは管理を開始してから 10 年後という意味ですけれども、2035 年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率というものを示しています。 β が 0.9 以下での漁獲圧を 10 年間継続した場合は、10 年後の親魚量というのは 50% 以上の確率で目標を上回るというような計算結果が得られました。 β が 0.9 の場合、2025 年の平均漁獲量は 900 トンと予測されました。そこから通常どおりの加入が得られた場合には親魚資源が回復して、2027 年には現状並み、もしくはそ

れ以上の漁獲が得られるといったような予測結果が得られています。

簡単ですが、サワラ瀬戸内海系群の本年度の資源評価の概要についての説明は以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら承ります。この後も水産庁からの説明が続きますので、御質問や御意見はその後でも結構です。取りあえず、今の御説明についての質疑に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

(質問、意見なし)

それでは、オンラインの方々の御質問、御意見等を承りたいと思います。よろしくをお願いします。

(質問、意見なし)

○今井会長 特段なさそうでございます。

では、次に、資料4-2、令和6年度さわら広域資源管理の取組、資料4-3、令和6年度の資源管理措置について、水産庁から説明をよろしくお願ひいたします。

○松村指導官 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の漁業監督指導官の松村と申します。私から、資料4-2及び資料4-3に基づきまして手短かに説明させていただきます。

資料4-2につきましては、令和6年度さわら広域資源管理の取組、そして資料4-3につきましては、資源管理措置(令和6年度)としております。こちら、いつもの資料ではございますが、令和6年度の内容につきましては、昨年度末の広調委において了承されました内容を現場において現在実施しているという状況でございます。そして、来年度に向けましては、現在、行政官、事務方レベルで協議を続けておりました、基本的には例年と同じ内容となる見込みでございます。

サワラの資源管理措置の件につきましては、簡単にですが、説明を終わらせていただきます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見等がございましたら承りたいと思います。

(質問、意見なし)

ウェブ参加者の方々もよろしくお願ひいたします。

(質問、意見なし)

○今井会長 特段ございませんようですので、次の課題に移りたいと思います。

それでは、次に、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群について、まずは水産研究・教育機構から資源評価結果について説明をよろしくお願ひいたします。

○平井主幹研究員 水産資源研究所の平井と申します。

それでは、資料4-4を御覧ください。最初のページに、現在も既に公開しております簡易版の資料が掲載されております。①と②、こちら、資源状態についての説明が掲載しております。

③と④のほうですけれども、こちらは目標設定です。先ほどサワラでは、親子関係から目標設定する1Aルールというのが適用されておりますが、トラフグでは、加入だけを使う1Bルールで目標設定をしております。その下、④が、漁獲管理規則案と目標設定に対する現状の資源状態を神戸プロットで表しております。

⑤以降は将来予測についてお示しをしております。この資源は種苗放流が行われておりますので、天然由来と放流込みの場合の2つの将来予測を行っております。ここの内容だけだと分かりづらいということもございますので、日本海・九州西広調委でも、詳細は資料を用いて説明させていただいております。

6ページ以降、こちらの資料で説明させていただきます。

紹介いたします内容ですけれども、まず、令和6年度の評価の概要をお示しいたします。その後、各海域の漁獲状況について紹介いたします。瀬戸内海以外の海域も含めた系群となっております。3つ目に、将来予測の概要と結果の読み方というところで、最後にまとめといたしますが、日本海・九州西広調委でも少し補足的な説明も行っておりますので、そちらも併せて説明いたします。

まずは、令和6年度の評価の概要です。漁獲量ですけれども、直近が概数値で135トンという結果になっております。昨年、1年前の2022年漁期ですが、こちら確定値が出ておりまして、133トンという結果になっております。令和6年度の評価、従来の評価と大きく変わった点ですけれども、瀬戸内海の海域ではない海域で、漁獲量がほかの地域とダブルカウントになっているケースというのが見つかりました。それについての修正を行っております。1年1年は数トンの違いですけれども、20年ほどの期間、トータルで40トン近いずれになっているということで、その分が資源量に反映されるということで、そういった修正を行っております。

資源量の動向ですけれども、昨年度の結果がこちらの点線でお示ししているトレンドになります。これに対しまして、実線で示しているほうが今年度修正を行った後の資源量の推定結果です。直近では794トンという値になっております。昨年度の評価、令和5年度の評価というのは、直近、2022年漁期が678トンとなっていたのですが、こちらが再評価により813トンという結果になっております。こちらの黄色の矢印の幅の部分、これが未漁獲分を反映して上方修正となったという部分になります。

この上方修正ですけれども、未漁獲だけが原因ではなくて、資源では1歳魚を対象とした資源量指標値を用いましてチューニングというものを行っており、漁獲動向に合わせた資源量の推定結果を調整するという作業を行っております。令和5年度の左側の結果ですと、最近5年間ほどほぼ横ばいのトレンドだったのですけれども、2023年の結果を追加したことで、4年前の2019年漁期から大体この4年間で41%ほどですが上向いているという結果が得られました。したがって、1歳時点で、緩やかではあるものの資源尾数が増加傾向にあると判断をしまして、そういった結果も資源量の上積みに寄与しているだろうと、そういうふう考えております。

一方で、再集計をしても、0歳の資源尾数、当初加入につきましては減っているという結果になりました。1歳のC P U Eは上向いているのに何でなのかということですが、次の⑥になります。資源加入時の0歳のときの加入尾数のトレンドと、親資源として加入した3歳のときのトレンドをお示ししております。トラフグは雌3歳から産卵をすることによって、3歳を親資源としての加入時としております。

これを御覧いただきますと、15年ぐらい前というのは現状の倍ぐらいの加入が見られたという結果になっています。ですが、そのときでも、2007年を除きますと、親資源として加入した間、ここ15年ほ

ど、大体 2017 年ぐらいまではほぼ横ばいの親の数しかなかったという結果が得られております。最近になって、2018 年以降、親も、さすがに 3 歳もちょっと減ってきているという傾向ですが、加入の割には親になり得たのは一部であったと。このことを右側で、親としての添加効率というふうに表してみますと、20 年ほど前は加入した稚魚のうちの大体 10% ぐらいしか親になれていなかったものが、現状では 3 割ぐらいは親になれていると。つまり、それだけ稚魚の取り控えというのは効果が得られていると判断しております。

そういった点を踏まえまして、⑦、漁獲係数です。漁獲圧がどう変わってきたかというのを年齢別にお示ししております。御覧いただけますように、0 歳のところ、大体 20 年前と比べると、現状では 0.5 から 0.1 へ 80% ぐらいの削減が見られます。それは 1 歳のほうでも見られていると。最近は若干上向く傾向が見え始めたかなというところですが、一方で、2 歳と 3 歳につきましても緩やかに減少しているのですが、ここのところ、2 歳以上につきましては、0 歳、1 歳ほどの効果が見られていないということになります。

このように推定した資源量のうち、先ほども申しました、3 歳から雌が産卵をしますので、3 歳以上の資源量だけを親魚量として抜き出したのが⑧のグラフになります。親魚量としましては、2021 年、大体 3 年前ぐらいが一番多かったという結果になります。2022 年、2023 年ですが、こちら、減少が始まっていると判断をしていますが、534 トンというのが直近の結果です。たかだか 2 年ではないかというふうに思われるかと思しますので、ここでの問題点をこの後整理してお示ししたいと思います。

整理するに当たって、先ほども申しましたように、種苗放流している魚種ですので、人間が放流することで添加した資源の分を除去しないと、天然で勝手に発生した分が見られないということで、種苗放流のほうも確認としてこういう作業を行っています。

まず、放流魚がどれぐらい混じっていたかということですが、当歳魚の時点ですけれども、直近では 44% が放流魚だったということになります。これを尾数に直したのが右側のグラフで、実線が天然資源です。破線が放流の資源で、縦軸を右側に持ってきています。放流の資源ですけれども、これは近年、大体 10 年間ぐらいほぼ横ばいの添加尾数になっています。放流の資源の添加は安定しているのですけれども、これに対して、天然資源はその間も自然に発生するものが減っているというのが現状です。放流のほうは安定した加入尾数になっていますので、添加効率のほうも現状大体 4% 前後で安定しているという結果になっています。この分から天然の中で自然に発生した割合が分かりますので、親の親魚量とこちらを使いまして再生産成功率を出しています。こちら、見ていただきますと、この再生産成功率、天然の加入が減っていますので、今どんどん減ってしまっているというのが現状です。

親はたくさんいるのに子供だけが減っているのではないかというふうに見られるかもしれませんが。昨年度のこの委員会でも紹介させていただきましたが、右側のグラフ、これは親魚量ではなくて一尾一尾の親魚の尾数に直したものを示しております。こちらを見ていただきますと、大体 2017 年、2018 年ぐらいから親の尾数そのものが減っているという結果になりました。その左下ですけれども、3 歳と 4 歳以上、もう 1 年以上親をやっている連中とに分けてやりますと、3 歳につきましては 2017 年が一番多くて、その後やはり減少が続いているということになります。4 歳以上というのは全てが 4 歳ではなくて、5 歳であったり 6 歳であったりというのが含まれますので、そういった高齢のものが含まれている中でも、ここ 2 年、3 年減少が始まっていると。若い親が減っているということもあって、これの平均年齢を出していくと、大体 15 年から 20 年前というのは 4 歳代だったのですけれども、現状では 6 歳に近づいてきているということで、高齢の親は残っているけれども、最近の加入が減った後の若い親

は、やっぱり親の数としてはそこまでではないと。そうすると、尾数そのものが減っておりますので、親魚量としてはたかだか2年の減少ですけれども、親資源としてはもう減少していると、そういう判断をしております。

ここまでのまとめです。全体の資源量としては直近で794トンという結果になりました。トレンドとしましては、過去最少になっております。親魚量ですけれども、2022年漁期が減少に転じておまして522トン、それから2023年漁期が534トンという結果になっています。親魚の資源尾数としては減っておりますので、減少と判断をしております。加入としてはやはりよくない状態は見られますが、0歳、1歳の取り残しの効果、Fは低下しておまして、3歳以上の親まで取り残しの効果がこれまで見られてきたというふうに判断をしております。

この系群は、北が秋田県から南が鹿児島県、それから瀬戸内海含めた広域資源ですので、ほかの海域も含めた漁獲状況を⑫で紹介いたします。漁獲の大半、半数以上が、九州山口北西海域のトラフグのフグはえ縄で、漁獲が全体の56%になります。こちらの海域ですけれども、日本海中西部・東シナ海全体も含めて89トンということで、過去から2番目に少ない漁獲量となっているのが現状でございます。

この海域、漁獲努力量も今年の結果では大きく減少が見られたというのが大きな特徴となりました。隻数とそれから稼働日数、前年比で約2割減っていると。つまり、今まで操業されていた船のうち2割の方がもう辞められたということになります。ここ10年の間ではほぼ半数に減っているというのが現状でございます。一方で、それに伴って針数とかは減っているのですが、現状も操業を続けている船の方々、こちらの針数が大体7割から8割程度しか減っていないということで、漁獲努力の削減というのは、辞めていく方が辞められたがためという部分も非常に大きいというのが大きな特徴です。

これに対して瀬戸内海ですけれども、産卵期に漁獲に入ってくるところが多いかと思えます。こちら、備讃瀬戸海域、それから備後灘、それから関門海峡についてお示しをしておりますが、御覧いただいているとおり、10年以上産卵期に取れる漁獲のCPUEが下がり続けている。つまり、瀬戸内海の産卵場では産卵期に帰ってくる親が少ない、そもそも漁場の中に入ってくる親が少ないというのが現状です。1つの大きな特徴となるかと思えます。

こういったことがございますので、系群全体の中で見たときにどうなるのかということで、⑮、秋田県での事例と、長崎県の有明海の中での事例についての調査を行いました。今年の評価からこれは報告書に新規に掲載をしておりますが、これ、2つの海域で、いずれも漁獲、この軸で見るとCPUEの動向としては横ばいという結果になっております。ですので、系群全体どこでもCPUEが下がっているというわけではなくて、どちらかというと瀬戸内海の中が特に顕著に産卵期のCPUEが下がっているというのが特徴です。

とは申しまして、瀬戸内海、非常に産卵場としては、先ほども紹介しましたように、備後灘、それから備讃瀬戸、関門海峡と、もともと大きい産卵場として知られている海域がございます。ですので、そういった過去からのトレンドとして見ますと、そこに与えるウェイトが非常に高いというのもありますので、系群全体として見ますと、やはり産卵期の親のCPUEは下がっているという結果になりました。最近のデータだけ見ていると、下がり幅は少ないように見えるかもしれませんが、ここ10年ほどの結果を拡大して見ますと、大体10年ぐらい前からほぼ半減しているというのが現状です。

漁獲状況を簡単に紹介いたしました、九州山口北西海域のほうでは過去2番目に少ない漁獲量になったということです。隻数が大幅に減っているというのが大きな特徴です。それから、産卵場の海域、瀬戸内海では産卵期のCPUEが下がっております。有明海、それから北日本のほうでは産卵期のCP

UEは横ばいですが、系群全体として見た場合では産卵期のCPU Eはやはり下がっているというのが特徴でございます。

今の産卵期のCPU Eが下がっているというのは、後でまた説明をいたしますので、このまま将来予測を説明させていただきます。

先ほども申しましたが、親が全体としては増えているけれども、瀬戸内海の中では産卵期に帰ってくる親が少なく明確な親子関係が導き出せないということから、トラフグでは、昨年度も紹介しておりますが、1 Bルールという方法、過去の加入のデータを参照することで今後の資源の増加を予測すると、どれぐらいの資源のポテンシャルがあるかというのを予測に用いております。

これまでの加入尾数、対数正規分布というのをを用いておりますが、その平均加入尾数、27.4万尾を平均加入尾数と仮定しまして、この系群で見込める加入だろうと設定しております。これに対して、漁獲がないときに残る親の数、そのうちの3割を漁獲しないで残した場合に期待できる漁獲量、これをMS Yとして設定しております。親魚量としては577トンが目標管理基準値案になります。そのときに見込める漁獲量が191トンということです。

先日の日本海・九州西広調委のほうでも会長から御意見があつて、本当の意味でのMS Yではないのではないかということで、本当に一番高いところは過去最低親魚量に非常に近い位置になるので、非常に不安定な資源状態のところでのMS Yを設定することになります。そうはいつても、これ実は197トンしかないのです、191トンと誤差範囲ですから、より安全に操業できることを目標にしたほうがよろしいのではないかということで、こちら577トンを親魚量、目標管理基準値案として設定しております。

本系群ですが、最近加入している稚魚が少ないということで、過去の加入を参照するときに単純な平均を用いますと、ここから2、3年の間、実態よりもどうも高い加入を予測することになりそうだというような特徴がございます。こういった点をなるべくここ数年の実態に合ったような加入を反映させるために、バックワードリサンプリングという方法を使っています。ここで白抜きの丸でお示しているのは、最近の3年間の低い加入を平均的に反映するように設定されるという方法です。こういったものをシミュレーションに導入して計算をしております。今日、最初に、漁獲量の再集計したことで資源量が修正されたというお話をさせていただきました。ですので、目標の設定も恐らく大きく変わるのではないかと懸念されましたので、そちらについても改めて再計算をしております。

②になります。再計算したのですけれども、目標の設定のほう、親魚量のほうで見ますと571トンぐらい、それからMS Yとしても187トンということで、これも当初設定した577トンの親魚量と191トンのMS Yと比べると、誤差相当であろうということが考えられました。90%の予測区間を見ましても、今年の結果も令和4年度の評価の結果も、どちらもほぼほぼカバーしているということで、目標の設定は令和4年度の当初の提案からは今年の評価では変更しないということで進めております。

皆さんからよく言われるのが、バックワードリサンプリングというのは過去のデータだけ参照しているから、自動的に加入が勝手に増えていくのではないかとこのことをよく皆さんから御指摘を受けます。そうしたことから、対応策としましては、過去に経験したことがないぐらいの親魚量が予測されるような条件設定、これは期待されるような加入が起こるのかどうかというのは予測しようがありませんので、ここについては用いることは推奨しないということを提案の中で説明しております。そういったことから、うまく使えるところを使つていただくということで提案しているところです。

(ウェブ参加の梅田委員から、Webex上で「音声がかえにくい」といった旨のコメントあり)

梅田委員から音声が聞こえないというコメントをいただきましたが。

○西村課長 梅田委員、すみません、事務局でございます。何ページの辺りから聞こえないかなど、教えていただけたらと思います。

○番浦補佐 水産庁本庁ですけれども、本庁のほうは聞こえておりますので、もしかしたら個別の事象によるものかもしれません。

○西村課長 マイクを替えてみまして、少し遡ってお願いできますか。

○平井主幹研究員 聞こえておりますでしょうか。それでは進めさせていただきます。聞こえなければ、またお声がけください。またあれば、後ほど質問のほうでよろしく申し上げます。

漁獲量の修正を行ったことで資源量が上方修正されました。それに基づいて、MSYや目標管理基準値案が変更にならないのかということの検証を行いました。その結果、端数分ぐらいの数字はやはり変わってはいますが、誤差相当であろうということです。⑳では、その計算結果を簡単にお示ししております。

次の㉑、90%の予測区間で見ますと、今年の再評価でも、当初の目標管理基準値案を提案しております令和4年度の評価でも、ほぼ同じ範囲をカバーしているということで、現状での将来予測においては目標管理基準値案は当初の令和4年度の案から変更しないという設定で将来予測を今年度は行っております。

隣の㉒、そうは申しましてもというところで、先ほども説明しておりますが、バックワードリサンプリングという方法は過去の加入尾数を参照していますので、遠い未来では昔起きたような高い加入が見込めるだろうということも含めた予測を行います。そうすることで、直近では低い加入を設定できますが、遠い将来ではまたまた高かったときの加入が、そこも参照してしまいますので、形式的には高い加入を想定するということが起きます。そうした場合に、この系群では、計算の結果、過去最低親魚量を下回るような親魚量が予測された場合に子供の数が増えるのか減るのか分からないということで、このケースでの管理はそもそも推奨しない、どのような将来が見込めるかが予測できないので、そういう管理状態は避けていただきたいということを提案の中でしております。

続きまして、㉓ですが、先ほどから何度か申しておりますけれども、本系群は栽培対象種で種苗放流を行っております。それによって、今後放流を仮にしなかった場合に将来の資源状態はどうなるのかという点と、放流をした場合どのような資源状態になるのかというのを、当初の案の参照年と直近の5年間の参照と、2段階設定を行っております。それに加えて、ここ何年かやはり漁獲量も減っていますので、放流にかけられる経費が少なくなっている府県の方がおられ、直近の種苗放流数が若干減ってきているというのが現状です。この点を踏まえて、一番直近のデータだけを使うことで、放流数が少なくなった場合に今後見込めるような将来の資源の回復はどうなるのかということで、この5通りの設定についての検討を行っております。

こちらがその結果になります。まず天然の場合ですけれども、当初の参照年の場合、それから直近の5年間の場合です。いずれも放流をしない場合では、天然のみだけの加入に依存した場合は、50%以上の確率で10年後に目標達成できるのは β を0.4まで下げた場合と。現状の漁獲圧との差でいいますと0.43ですので、100回操業するうち57回は休まないといけない、それだけ漁獲圧を下げる必要があるというような結果になりました。

これに対しまして、放流込みの場合が次の㉔になります。こちらでは、まず当初の放流数を想定した

場合、直近5年間の放流数を想定した場合、最直近のこれまで最も少ない放流数で今後続けた場合という3段階を検討しています。50%以上の確率で10年後に目標管理基準値案を上回る親魚量になるような β ですけど、こちらの放流の場合では0.7という結果です。現状の漁獲圧との差では0.76ですので、先ほどの天然魚だけの場合だと、100回操業するうち57回休まないといけないということですが、現状の放流を継続することで、100回操業するうち24回休むということで何とか目標は達成できるという結果になっております。

それから、この系群ではこれまで、急激な漁獲量の削減で負担が生じる場合、軽減できないかということで、変動緩和の検討ということがリクエストされてきました。こちらは放流を考慮した場合についてお示ししておりますが、これ、実は3年間同じ検討を続けてきたのですけれども、基本ルールを超えるケースというのが1回も見られませんでした。特にこちらの仮定6で申しますと、最直近の最も放流数が少ないような場合では、このように㊸の右側に赤字で示しておりますように、過去最低親魚量を切ってしまうようなケース、こういったものも出ております。ですので、変動緩和をするということが自体がこの系群ではちょっとそぐわないと現状での判断をしております。

㊹で、将来予測のまとめを説明いたします。加入自体はあまり変わらないということも反映しているのですけれども、目標管理基準値案であったりそのときのMSYであったりはほとんど変わらないということで、現状での案の変更は行っておりません。それから、天然のみの加入を仮定した場合では、将来に向けて必要な β は0.4という結果です。放流を考慮した場合は β が0.7ということです。昨年度の評価の中では、もう少し少ない資源量を予測していたところがございますので、放流を考慮した場合は β を0.5まで下げる必要があると申しておりました。もう少し資源量はあるというのが今年度の結果で見込めましたので、放流を考慮することで、もう少し β は安定的に管理できるだろうというふうに見ております。それから、変動緩和のほうでは、基本ルールを超えるシナリオはやはりなかったという結果になっております。

ここまでの全体評価をまとめます。資源量794トンが直近の値です。親魚量は534トンとなっております。尾数は明らかに減っているということで、減少と判断をしています。それから、漁獲圧につきましては、0歳、1歳の取り残しの効果がこれまで見られていたということで、親になっている尾数が一時期安定的であったと。ただし、最近ではそれも減り始めているということになります。漁獲努力量が急減しているという点については注意が必要です。これは資源評価上というよりも、漁業者さんの産業としての問題点ということで掲載をしております。それから、産卵場のCPUeは系群全体としてはやはり下がっているということが分かりました。それから、将来予測では、天然のみだけの管理を続けると β が0.4、それから、放流を継続することで β が0.7まで削減することで将来の目標達成が50%以上の確率で見込めるということになっております。

今回、産卵場のCPUeが下がっているということが、天然の加入が下がっているのと非常に連動している可能性があるということで少し検討を行いました。こちらについての資料は配付しておりませんので、モニターを御覧いただければと思います。先ほども少し申しましたが、系群全体としては産卵場でのCPUeが下がっているということがございます。これに関連して、本当に系群全体で加入との連動がどうなるのかということで、北は秋田県から有明海まで含め、先ほど紹介したデータも全部使いまして、もう一度資源量の試算を行いました。そうした場合に、どういったところで親子関係が見られるかという検討を行っています。そのときの資源量の推定結果ですが、これは試算なので、今年度の評価ではなくて昨年度の評価のデータを使って行っております。それで試算しますと、やはりもう少し資源

量があるということが示されましたし、本年度の評価と重ね合わせても、そんなに大きなずれではなかったという結果になります。ですが、加入自体はやはり減っているというのは変わらないという結果です。

そこで、産卵場のC P U Eが下がっていますので、通常、親子関係を見るときに横軸に親魚量を持つてくるところを、ここに産卵場のC P U Eを当ててみましたと。そうしましたところ、非常にA I C cとしても非常に小さな値で、高い相関がこのように見られたと。ベバートンホルトという式で、非常に読みやすいというような試算結果が出ております。

先ほどから私が試算と申していますのは、一部のデータは関係する水産試験場さんの御協力で、5、6年ほど前からこういうデータ取りを開始しているということがございます。あまり長期のデータがないので、今後も一貫したトレンドが見られるかどうかというのは、今後も検討が必要だということになります。

実際の親魚量と天然加入で見ますと、これまでも何度かお示ししていますように、どこに再生産関係があるんだみたいなグラフになってしまうのですけれども、これを産卵場のC P U Eを横軸に持つてくるだけでも、これだけ変わるとい結果が得られております。

この結果を、R P Sを出すときに、従来であれば分母に全体の親魚量を用いていたところに、産卵場に帰ってきたC P U E、大型の個体が増えていますので、その体重を掛けてやることで、親魚量に代わる代替値としてこれを与えてやると、このように毎年毎年ほぼ一定の値になるという結果が得られています。言い換えますと、親魚が産卵場に来遊した量がイコール加入量になると、それはそうだろうというようなことではあるのですけれども、そうしたことから、加入予測にこのように生かせるのではないかとこのように考えているところです。

ただ、今申しましたように、まだデータの年数が少ないところもございますので、これについてはしばらく試算、検討を続けさせていただければと考えているところです。これは1つの事例ということで紹介いたしました。

長くなりましたが、以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら承りたいと思います。この後も水産庁からの説明が続きますので、その後にしていただいても結構でございます。

(質問、意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、ウェブ参加の方々もよろしくお願いたします。

(質問、意見なし)

それでは、特段なさそうでございますので、次に、資料4-5、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理について、水産庁のほうからの説明をお願いいたします。もし質問等がございましたら、この後でも受け付けたいと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

○番浦課長補佐 それでは、資料4-5、トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）の資源管理に

ついて、御説明をさせていただきます。

まず、本資料につきましては、11月27日の一昨日開催されたトラフグ資源管理検討会議の資料から作成しております。本日は、この資料及び27日の検討会議の議論の取りまとめを含めまして御報告をさせていただこうと考えております。

まず、1ページ目の資料を御覧ください。

このトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の現在の資源管理の検討のプロセスの位置付けですけれども、皆様御存じかと思うのですが、この系群に関しましては、令和5年7月に資源管理手法検討部会を開催しまして、資源管理に係る御意見や論点を整理したところがございます。この検討プロセスの中で、公式には、ここでいただいた御意見や論点に関して、ステークホルダー会合で水産庁のほうからお答えするという事となっております。ですが、このステークホルダー会合に関しては、まだ開催しておりませんステークホルダー会合に係る開催の時期については、また後ほど別の資料で説明をさせていただきます。

続きまして、前回会議で提案・了承された内容及びその後の対応とございます。これは、昨年、2023年11月に開催された資源管理検討会議で漁業者の方々などから御指摘いただいた事項及び取りまとめの中で、今後の対応として了承された事項に関して御紹介しておりまして、また、その後の対応についても今回御報告をさせていただければと思っております。

資源調査の部と資源管理の部とございまして、資料2ページ目に関しては資源調査の部になります。①から③まで御意見、取りまとめ中とございまして、水産機構からも御説明がありましたけれども、①産卵来遊の把握による加入推定の精度向上への取組み、これは、産卵場にそもそも親魚が来ていないのではないかとこのところがありまして、その調査に関しての御要望でございました。また、②経験環境の把握のところですが、ここはトラフグと水温との関係性に関しての調査でございます。③系群外漁獲の把握とございます。これは、トラフグが従来獲られていなかったようなところでも獲られているところがございます。これは、系群構造や分布などが変わってきているのではないかとこのような御指摘もあり、これに関する調査の要望でございました。ここに関して、矢印のところに記載がございますけれども、明らかになってきた事実もございまして、引き続き調査を継続していくということになると思えます。

現在の指摘事項への進捗に関してですが、下の欄、水産機構の資料抜粋とございます。ここで、この調査の進捗状況の記載がございます。ここでは、産卵場C P U Eと天然加入尾数との間で、再生産関係式を用いた短・中期的な加入量予測を検討、産卵来遊した分だけ天然加入に役立つとございます。ここで、この内容といたしましては、産卵場にどれだけ親魚が来るのかということは今後の調査のほうを待つ必要がございますが、産卵場にきた親魚とその加入に関しては、この再生産関係が成り立つのではないかとこのところの調査結果が得られております。

②近年の水温環境に注目ということで、トラフグと水温との関係性のところとございます。トラフグの利用水深、産卵水深への応用とございますが、ここでトラフグに関して、水温の部分ですけど、底層の部分に関しては、必ずしも高水温化しているわけではないということもありまして、水温に影響される場所も分かってきております。ここに関しては引き続き、水温による影響に関しても調査を続けるということとなっております。

③系群構造や分布のところですが、東京湾は独立した産卵集団ということと、日東瀬でも能登以北と西日本は異なる可能性があるということと、また放流魚の追跡では、西日本と北日本は緩やかな

交流、北日本は成長式が大きく異なるという調査結果も出てきております。ただ、確定的なことを言うには、もう少し調査を継続していく必要があるということとなっております。

続きまして、資料の3ページ目、ここは資源管理に関する御指摘でございました。同じく検討会議の場で、厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合、経営を継続できるような支援制度を検討してほしいというような御要望がございました。水産庁としてはこの検討会議の場で、支援策については、資源管理の在り方とともに引き続き漁業者等の関係者と議論を継続する必要があるだろうということを回答いたしました。なお、ここの現状の資源管理における水産庁の認識としては、ここは地域ごとに資源管理の取組や姿勢に違いがあり、資源状態に合わせた資源管理、例えば漁獲量規制や、水産機構から本日も提示がございました漁獲圧を現状の0.76倍まで削減など、そういった資源管理が導入できておらず、関係者の合意形成のため、より踏み込んだ議論が必要と考えているところでございます。

これに対する水産庁の対応でございしますが、以下の今後のスケジュールのところに書いております。検討会議の場では、水産庁から、今後、資源管理手法検討部会などにおける議論・整理などを踏まえつつ、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）に向けて、浜回りを実施する。具体的には、2024年12月から翌年の5月まで浜回り、2025年6月以降にステークホルダー会合を開催すると。ステークホルダー会合について、主漁期の冬季及び春季を避けた日程としていますが、11月の議論も踏まえ、この11月の議論というのは、ここは検討会議のことでございますけれども、2024年度中の開催も検討とお伝えしたところでございます。

ここに関して、時期などに関して漁業者の方々からいろいろな御意見がありまして、ここのところは後ほど御説明する取りまとめのところでもまた紹介させていただきます。

今、水産庁が浜回りを実施するとしましたが、そこで何をお伝えして、何に関する意見交換をしたいのかということに関して記載がございします。御説明したい事項としては、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価についてと。まずは、漁業者また関係者の方々に資源の実態について御認識いただく必要があるというふうなことを考えております。また、ここの資源評価、資源の現状に関して、実際に漁業者の方から、よく理解したい人もいるので、浜まで説明に来てほしいというような御要望もございました。また、平成30年に公布、令和2年12月から施行された改正漁業法に基づく資源管理についてということで、これはTAC管理を原則とする資源管理についてということですが、どのようにしてTAC管理を行っていくのかということに関しても、いま一度水産庁から説明をさせていただきたいと考えています。

また、資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向についてということで、これは手法検討部会で既に我々意見をいただいております、昨年のトラフグ資源管理検討会議の場で、公式にはこの回答はステークホルダー会合で行うことになっておりますが、昨年の検討会議の場でも、一応水産庁としての対応の方向性に関しては説明させていただいたところでございます。それから、今回の浜回りをを行う際には、これら様々な御意見に関しての水産庁としての対応の方向性についていま一度御説明をして、また御意見をいただければということも考えております。

また、下で、意見交換したい事項として、今申し上げたような御説明事項を踏まえまして、やはり各地において管理における事情が違うところがあるというふうなことを考えておりますので、各地でのトラフグの来遊状況、漁獲されるサイズや時期、操業実態、販売・流通・加工の状況についてお伺いしたいというふうなことを考えております。やはりここに関しても、漁業者の皆様から、トラフグの産業上の必要性や、あるいは長年トラフグを利用してきた実態というところを背景も含めて理解してほしいという

ような御要望もありましたので、こういったことに関しても我々としては伺っていききたいというふうなことを考えております。

また、TAC管理において想定される課題や運用における御要望についてというところでございます。やはりトラフグ、日東瀬資源に関しては、MSYで191トンという資源でございまして、これを多くの県で管理をしていく必要があると。TAC管理の場合は、そういう管理をしていく必要があるということとございまして、管理における課題はやはりあるのかなというところは考えております。この辺に関して、やはり現場の方々の知恵、アイデア、御助言をいただきながら、例えば、柔軟な管理を行うに当たって、どのような管理が実施可能かみたいなどころに関して御意見を伺えればというふうなことを考えております。

また、そのほか資金管理において有効と考えられる取組及び適用の手段についてでございます。例えば、今現在、自主的資源管理の中で小型魚の保護もやっておりますし、広域漁業調整委員会による指示なども既に発出しているところですが、例えばこういったものも活用して、より有効な資源管理の強化などを実施できないかということに関しても、現場の方々と意見交換を行えばということを考えているところでございます。

参考以降に関しては、既に水産機構から詳細な説明をいただきましたので、割愛させていただきます。

最後に、11月27日の検討会議取りまとめ事項ということで、漁業者の方々、関係の方々からの御意見を踏まえまして我々として今後対応していくことを考えているのが、トラフグ日東瀬系群の資源評価に係る課題ですね。先ほど申し上げましたけれども、産卵来遊の把握、水温による影響、資源構造の変化などについて引き続き調査を継続していくということとでございます。

また、2つ目として、先ほど水産機構の御説明の中でも、バックワードリサンプリングで加入の状況、近年の低加入の状況を反映した試算を行っているというお話がありましたけれども、なかなか産卵場に来遊してきていないという事象も見られますので、仮にこれが継続した場合にはどのような試算になるのかということに関して、水産庁からこの検討会議において提案しまして、今後、その試算に関しても水産機構への依頼を検討しているところでございます。

3つ目のポイントとして、今後、資源管理手法検討部会などにおける議論・整理を踏まえつつ、資源管理方針に関する検討会、ステークホルダー会合に向けて浜回りの実施を考えております。これは、既に浜回りを我々が実施するということに対しまして、時期に関して皆様からちょっと御意見がございましたけれども、基本的にステークホルダー会合に向けて進めていくということに関しては、皆様、特段異論はなかったものというふうにご覧しております。浜回りの時期については、漁期の影響を考慮し幅広に対応して、ステークホルダー会合については浜回りの時期には影響されますけれども、2025年6月以降の早い時期にステークホルダー会合を開催する方向で進めていきたいと考えております。また、浜回りに関して、また現場で、検討会議の意見にございましたけれども、TAC管理のメリット、デメリットについても説明してほしいと。また、訪問の際の関係者には、市場や加工なども含めて裾野を広げて傾向を観察してほしい、そういう御意見がございました。なので、これに関しても基本的に水産庁としては対応していく予定でございます。

駆け足となりましたけれども、水産庁の説明は以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら承りたいと思います。

(質問、意見なし)

それでは、ウェブで御参加の方々もよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは、特段ございませんようですので、次の議題(5)に移りたいと思います。

「その他」の「TAC資源拡大に向けた検討状況について」と題しまして、事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○赤塚資源管理推進室長 資源管理推進室長の赤塚です。私からは、水産資源ごとの検討状況ということで、今お示ししています資料5-1の説明を行います。前回以降の動きを中心に報告をさせていただきます。

報告事項ですので、情報共有まで、ほかの広域漁業調整委員会で所管されている事項についてもカバーしますことを御承知おきください。

まず、カタクチイワシ太平洋系群、カタクチイワシ瀬戸内海系群、ブリ、マダラ北海道太平洋、マダラ北海道日本海及びマダイ日本海西部・東シナ海系群について、前回報告以降、ステークホルダー会合を開催しました。

続けて、一番右の備考欄に赤字で示したところがございますけれども、カタクチイワシ太平洋系群、カタクチイワシ瀬戸内海系群、あとはマダイ日本海西部・東シナ海系群につきましては、令和7年1月からTAC管理を開始することが決まったところです。

管理の内容でございますけれども、ステップ1というものが始まります。これはどのような段階かと申しますと、漁業法に基づく報告の体制と農林水産大臣または都道府県知事による情報の収集体制をまず確立しましょうと。それとともに、対象となる資源の特性とか利用する漁業の実態などを踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それを解決するための取組を行う、そういった段階であると資源管理基本方針で定まっているところです。

ここで強調しておきたいところですが、この段階では、数量の配分とか、また漁業法に基づく採捕停止などの命令は行いません。期間は1年間を想定しているところです。

カタクチイワシ対馬暖流系群とウルメイワシ対馬暖流系群については、さらに2つほど補足情報がございます。1つ目は、両資源とも、皆様御存じだと思いますけれども、再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入が起こることが考えられる、そういった場合が起きたときに、漁獲可能量をどのように追加し調整するのか、そういった規定の検討を行いステップ2の開始までに結論を得るということになっていました。カタクチイワシ対馬暖流系群とウルメイワシ対馬暖流系群というのは、令和6年1月からこのステップ1というのが始まったところです。ステップ1は1年間を想定していると私は先ほど説明したところですが、こういった結論を得る準備が整わなかったことから、1年延長して2年目もステップ1を続けると、そういったことが決まったところです。

もう一点、こちらはちょっと詳細な変更でございますけれども、カタクチイワシ対馬暖流系群、ウルメイワシ対馬暖流系群というのは、もともとはステップ1を始めてから2年後にステップ3を開始する

ということになっていました。ただ、残りのカタクチイワシ系群、ウルメイワシ系群と合わせる形で、これらは3年後にステップ1に行くということになっていましたので、それと合わせる形で、カタクチイワシ対馬暖流系群、ウルメイワシ対馬暖流系群についてもステップ1を始めてから3年後にステップ3を開始するとの決定が行われたところです。

以上が、TAC資源拡大に向けた検討の状況、前回報告から新たに更新された情報です。

事務局からの説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

では、ウェブ参加の方々からもよろしくお願ひいたします。

(質問、意見なし)

○今井会長 特段ございませんようですので、次へ進みたいと思います。

それでは、「その他」の「令和7年度資源管理関係予算について」と題しまして、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○赤塚資源管理推進室長 令和7年度水産関係予算ということで、資料5-2に即して説明をさせていただきます。

この資料は、令和7年度概算要求の主要事項を記載したものでして、現在、この要求については財務当局と協議をしているところです。

資源管理関係としましては、ほぼほぼ「1 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」というところに記載されています。この予算を紹介します。

この予算は全部で3つの項目で構成されていまして、1つが資源評価と調査、2つ目が資源管理、3つ目が漁業経営対策です。

まず、資源評価と調査のところですが、昨今の海洋環境の変化、これは漁業に関係されている全ての方が感じていることとございますけれども、この変化を踏まえた評価の実現に向けて必要な研究・調査のための予算や体制の強化のための予算を求めるものです。

また、資源評価の精度の向上についても、これは、水産資源というのが環境の適否によってその最大値が変わるものがございますから、こういった海洋環境の変化が大きい時期には特にこの重要性が大きくなってくるものです。これを踏まえて、資源評価精度の向上を推進するための予算というものも求めているところです。

このほか、調査に関連して、水産機構の調査船「蒼鷹丸」について、最新の調査機器を導入した代船を建造するための予算を求めています。

ここまでの1の①のアの説明となります。この項目で89億円を要求しているところです。

続けて、①のイにありますとおり、漁獲情報の収集体制の強化のために必要なシステムの整備だとか、また流通適正化制度というものができまして、流通段階の情報の電子化の推進だとか、こういった資源

評価や適正な流通管理を促進する体制の構築のためとして7億円を要求したところです。

資源管理については、その着実な推進のためとして、資料の②にありますとおり、TAC管理に資する混獲回避技術などの開発の推進であったり、漁獲割当て管理の拡大に向けた取組であったり、また資源管理協定の高度化であったり、遊漁の実態把握と安全設備の導入であったり、太平洋クロマグロについては、陸揚げ港における体制の管理の高度化を推進するためとして、全体で18億円を要求しているところです。

次のページに移ります。次のページは、漁業収入安定対策についての説明です。

資源管理というものは、水産資源を持続的かつ最大限に利用していくために取り組むものですが、その過程においては、一時的に減収が発生することというのは起こり得ます。このために、計画的に資源管理などに取り組む漁業者を対象に、こういった減収を補填する積立ふらすという制度を漁業経営のセーフティネットとして設けており、この積立ふらすに対して、今回202億円を要求しているところです。

1ページ移ります。3ページです。最後は、内水面及びさけ・ますなどの資源対策ということでございます。

本日も委員会で取り上げられましたトラフグをはじめとする栽培漁業、こちらも環境変化というものに直面しているところです。こういった変化に対応した増殖手法の改良や、サケについては回帰率の向上を長年の課題として取り組んでいるところでございますけれども、そのためのふ化放流の広域連携体制の構築の取組等に対して支援するための予算を要求したところです。

事務局から、令和7年度水産関係の予算の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら承りたいと思います。よろしく願いいたします。

(質問、意見なし)

ウェブ参加の方々からもよろしく願いいたします。

(質問、意見なし)

特段ございませんようですので、この件につきましては説明終了といたします。

○今井会長 議題5の「その他」として予定しておりましたことにつきましては以上となります。

最後に確認ですが、これまでの議事におきまして、言い足りない、あるいは発言するタイミングを逸してしまったなど、何か御発言をお待ちの方はマイクをオンにしてお伝えいただければと思います。ウェブ参加の方も同様です。

そうすると、これまでお話しした内容につきまして特段意見はないということですが、それでは、「異議はありません」などと御発言いただければありがたいと思います。

(「ないです」の声あり)

○今井会長 ウェブの方もいかがでしょう。

(「特段ございません」の声あり)

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、全ての議事につきまして、御了承、御了解いただいたことと理解いたしたいと思います。

それでは、引き続きまして、次回の広域漁業調整委員会の開催予定について、事務局から説明をいただきたいと思います。

○西村課長 事務局でございます。

次回の本委員会の開催につきましては、例年どおり2月から3月頃に開催したいと考えております。

日時、場所、開催形式等につきましては、会長や委員の皆様の御都合をお伺いしながら検討の上、追って御連絡差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○今井会長 ありがとうございました。

次回の委員会は、例年どおり2月から3月頃に予定されているとのことでございます。

委員の皆様方には、年度末の御多忙な時期とは思いますが、御出席のほどよろしく願いいたします。

それでは、委員各位、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力並びに貴重な御意見をありがとうございました。

事務局におきましては、本日いただいた御意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思っております。

なお、議事録署名人に指名させていただきました濱松委員と豊田委員のお二方には、後日、事務局のほうから本日の議事録が送付されます。御確認の上、御署名のほどよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第48回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会といたします。長時間の御審議、誠にありがとうございました。

(16時52分閉会)